

履修内規

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この内規は、北日本ヘア・スタイリストカレッジの学則（以下「学則」という。）に基づき、履修、出欠席、成績評価、単位取得の認定、進級、原級留置、卒業等に係わる教務上の必要な事項について定めるものとする。

(認定権限)

第2条 履修内規に関する必要な事項は、職員会議の審議を経て校長が決定する。

(評価の時期)

第3条 各教科課目の成績評価は、原則として定期試験の終了後に実施する。

第2章 教科課程の履修

(履修すべき教科課目)

第4条 学則に定められている教科課目はすべて履修しなければならない。

2 出席時数が学則に定める規定時数の5分の4に達しない教科課目がある者は、その教科課目の履修は認めない。

(教科課目の修得単位数、補習)

第5条 各教科課目とも学則に定められている規定単位数を修得しなければならない。

2 特別の理由により欠席等により学則に定める単位数を満たしていない者については、補習を実施することができる。

3 補習の方法、内容等については教科担当者と教務主任が協議のうえ実施する。

(追認試験及び再実習)

第6条 成績が不良で単位認定が見込めない学生のうち、校長が必要と認めた場合には追認試験及び再実習を実施することができる。

2 追認試験及び再実習の方法、内容等については教科担当者と教務主任が協議のうえ実施する。

第3章 出席日数、出席時間の算定基準

(授業日数)

第7条 授業日数とは、すべての学生が出席しなければならない日と学校が定めた年間の総日数をいう。

(出席しなければならない日数)

第8条 出席しなければならない日数とは、授業日数から「出席停止、忌引、休学の日数」を差し引いた日数のことをいう。

(欠席日数)

第9条 欠席日数とは、病気その他の事故等により、1日を単位として欠席した日数をいう。

(出席日数)

第10条 出席日数とは、出席しなければならない日数から欠席日数を差し引いた日数のことを

いう。

(出席日数の認定)

第11条 出席日数の認定は原則として1日を単位として認定する。

(出席時間の認定)

第12条 正当な理由なく15分以上の遅刻や早退があった場合は、その授業の出席時間数として認定しない。

(授業時数の算定方法)

第13条 授業時数とは、実際に授業や実習を行った時数をいう。

(公認欠席、公認欠課の認定)

第14条 次の各号の事由による欠席または欠課は、「公認欠席」または「公認欠課」とし、これを出席として取り扱うことができる。

- (1) 校長が認めた対外行事への参加
- (2) 就職、進学のための受験、健康診断等
- (3) 非常災害、交通災害、自宅または近隣の火事等、本人の責めによらない特別の事情が認められる場合
- (4) その他特に校長が必要と認める場合

(出席停止、忌引等の日数)

第15条 出席停止（停学、謹慎）及び感染症等による出席停止並びに忌引による期間は、「出席停止、忌引等の日数」として別に扱い、出席日数及び欠席日数のどちらにも算定しないものとする。

2 忌引日数は次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------|-----|
| (1) 父母（養父母、継父母）、子 | 7日間 |
| (2) 祖父母 | 3日間 |
| (3) 兄弟姉妹 | 3日間 |
| (4) 叔父母、伯父母、その他の同居の家族 | 1日間 |

第4章 成績評価

(評価の方法)

第16条 成績の評価は、定期試験の評価とする。

2 定期試験の評価は、期末評価と学年末評価とする。

3 成績の評価は100点法で行い、40点未満は不合格とし「欠点」として、再試を行う。

4 評価は、期末試験の成績に、出席状況、学修態度、小テスト、レポート、課題の提出状況等の平常点を加味した総合評価を原則とする。

5 実習・演習課目については、別に定めることができる。

(期末評価)

第17条 期末評価の評点は、期末試験の成績に平常点を加味した総合評価を原則とする。

2 実習評価は実習先の担当者及び実習担当教員の協議により評価する。

(学年末評価)

第18条 期末試験の成績を総合的に評価したものを学年末評価の評点とする。

(評価の基準)

第19条 期末評価及び学年末評価は、100点法を5段階評定とし、基準は次のとおりとする。

100点～80点	5
79点～65点	4
64点～50点	3
49点～40点	2
39点～0点	1

第5章 単位取得の認定

(単位認定の基準)

第20条 学則に定めた「教科課程」に従って、教科課目すべてを履修し、次の各号の基準のすべてを満たしたときは、その教科課目の単位を修得したことを認定する。

- (1) 学年末評価が40点以上であること
- (2) 教科課目の出席時間数が、授業時数の5分の4以上であること

2 講義・実習の単位の基準は次のとおりとする

講義・実習 1単位(30時間)

第6章 進級・原級留置

(進級の基準)

第21条 次の各号の基準のすべてを満たしたときは進級を認める。

- (1) 当該学年の履修すべき教科課目の単位のすべてが認定されていること。
- (2) 当該学年における出席時間数が、授業時数の5分の4以上であること。
- (3) その他、校長が原級に留め置く必要のないことを認めたもの。

(原級留置の基準)

第22条 前条のいずれかを満たすことができなかった者を、原級に留置するものとする。

(保護者との面談)

第23条 定期試験の結果、成績がおもわしくない者、欠課時数が多い者及び学生の本分に反した者等については、保護者との面談を行う。

第7章 卒業の認定

(卒業認定の基準)

第24条 卒業の認定は、職員会議を経て、すべての教科課程の履修が認められた者について、校長が卒業を認定する。

- 2 卒業の認定を受ける者は、学則に定める修業年限以上在学した者とする。
- 3 卒業認定は、原則として卒業する学年末に行うものとする。
- 4 授業料等の未納がある者は、卒業の資格を失うものとする。

第8章 雑則

(その他)

第25条 この内規に記載されていない事項については、校長が別に定める。

附 則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第5条の適用については、令和8年度入学生から適用し、施行の日前に入学した者については、なお従前の例による。